

## 2026 大宮区民ふれあいフェア協賛募集要領

大宮区の郷土づくりと、コミュニティ意識の醸成、さらに区民の連帯をより一層高めることを目的として 2026 大宮区民ふれあいフェアを開催するため、イベントの目的に御賛同いただける企業・団体から協賛を募ります。

### 1 2026 大宮区民ふれあいフェアの概要

主催：大宮区民ふれあいフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）・

大宮区

協力：東日本旅客鉄道株式会社大宮支社、大宮西口共同ビル株式会社

日時：令和 8 年 1 0 月 3 1 日（土）1 0 時～1 5 時

会場：ソニックシティ会場（鐘塚公園、イベント広場、第 1 展示場）、シーノ大宮会場（生涯学習総合センター多目的ホール）、DOM 会場（大宮西口 DOM ショッピングセンター 1 階モール）

【実績】来場者数：令和 7 年度 2 0, 0 0 0 人（雨天のため 30 分繰り上げ終了）

（令和 6 年度 3 5, 0 0 0 人／令和 5 年度 3 5, 0 0 0 人）

### 2 協賛金額及び協賛特典

広告内容	1 万円	3 万円	5 万円
当日パンフレット	○ (企業名)	○ (ロゴ)	○ (広告)
会場内看板	○ (企業名)	○ (ロゴ)	○ (ロゴ大)
市ホームページ	○ (企業名)	○ (ロゴ)	○ (広告+企業 HP リンク)
事前チラシ		○ (ロゴ)	○ (ロゴ大)
ポスター		○ (ロゴ)	○ (ロゴ大)
特設ステージ(バックパネル)			○ (ロゴ大)
ステージでの企業アナウンス			○
協賛団体発行チラシの会場への配架			○

≪ 広告掲載物について（予定） ≫

区分	掲示・配布方法
チラシ （1万部作製、 ホームページへの掲載）	各区役所（10区）、区内公共施設（34箇所）、区内小中高等学校（18校）、区内保育園等（42箇所）、区内の駅（7箇所）、大宮駅付近商業施設等（5箇所）、区内郵便局（14箇所）、大宮“WAこうど”の会・市民活動ネットワーク登録団体（41団体）等
当日パンフレット （7千部作製）	会場内で配布（巻き三つ折り、A4仕上げ）
ポスター （560枚作製 （A3判550枚、 A1版10枚））	大宮区役所内、区内公共施設（34箇所）、区内小中高等学校（18校）、区内の駅（7箇所）、大宮駅付近商業施設等（5箇所）、大宮“WAこうど”の会（13団体）、自治会掲示板（409箇所）
会場内看板	会場内に設置（2箇所）
特設ステージ	会場内の特設ステージ（バックパネル）に設置

### 3 申込方法

別紙 2026 大宮区民ふれあいフェア協賛申込書（以下「申込書」という。）  
に必要事項を記入し、期日までに郵送（必着）、ファクス、Eメール又は直接持参の方法により事務局へお申込みください。

※申込書は以下のホームページからダウンロードできます。

さいたま市ホームページ→大宮区→地域情報→見どころ→「2026 大宮区民ふれあいフェア」を開催します

### 4 申込期限

令和8年7月15日（水）まで

### 5 協賛の御依頼

御提出いただきました「申込書」をもとに、実行委員会において審査、承認を経た後、8月中旬頃に、協賛の御依頼を送付させていただきます。その際、入金方法の詳細につきまして、併せて御案内いたします。

### 6 協賛金の使途

協賛金は、実行委員会が必要と認める経費のうち、下記のものに使用します。

- （1）大宮区民ふれあいフェアの広報・周知に関する経費
- （2）大宮区民ふれあいフェアの開催・運営に関する経費

## 7 その他

- (1) チラシ・当日配布用パンフレット等への協賛者名の掲載については、実行委員会の判断により表示の位置、順序及び大きさを調整させていただきます。なお、協賛申込状況により、協賛者数は変更又は制限する場合があります。
- (2) 協賛申込又は協賛金収受のあった企業等が、以下のいずれかに該当するものと実行委員会が認めたときは、申込みを拒否又は協賛金を返還するものとします。
- ①特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体又は当フェアを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある企業等
  - ②暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である団体及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）が役員（事業を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。）となっている企業等
  - ③法令又は公序良俗に反する企業等
  - ④当フェアの品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある団体
  - ⑤その他実行委員会が不相当と判断する企業等
- (3) 当日パンフレット等へ掲載する広告が、以下のいずれかに該当するものと実行委員会が認めたときは、広告掲載を行わないものとします。
- ①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ③人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
  - ④政治性又は宗教性のあるもの
  - ⑤社会問題についての主義主張
  - ⑥個人又は法人の名刺広告
  - ⑦良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
  - ⑧公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - ⑨その他実行委員会が不相当と判断する広告等
- (4) 天候等により当フェアの開催を中止又は縮小した場合でも、協賛金の返還はいたしませんので、予め御了承ください。
- (5) 大宮区民ふれあいフェア実行委員会は、インボイスの登録団体(適格請求書発行事業者)ではないため、インボイス(適格請求書)の発行は行っておりません。御了承ください。

大宮区民ふれあいフェア実行委員会事務局 〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所区民生活部コミュニティ課内 TEL : 048-646-3020 FAX : 048-646-3161 E-mail : omiyaku-community@city.saitama.lg.jp
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------